

知財法務の勘所Q & A（第35回）

令和2年著作権法改正案について



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 井上 乾介

Q1 令和2年著作権法改正案の全体像について教えてください。

A1 令和2年著作権法改正案は、インターネット上の海賊版対策の強化に関する改正事項（①リーチサイト対策②ダウンロード違法化）と、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入を含むその他の改正事項に分けられます。

インターネット上の海賊版サイトや違法コンテンツへのリンクを集めた「リーチサイト」¹等によって、著作物の分野・種類を問わず、膨大な数の著作権侵害が発生し、インターネット上の海賊版対策の強化が喫緊の課題となっていました²。

そこで、令和2年著作権法改正案（以下「改正案」といいます。）では、一定の要件の下で、①違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約した「リーチサイト」「リーチアプリ」によるリンク提供行為等、②違法にアップロードされた著作物を違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードする行為を違法としました³。

今回の改正案では、平成31年2月時点の著作権法改正案（以下「平成31年改正案」といいます。）が「ダウンロード違法化の範囲が広すぎる」との批判を受けて、国会提出が見送られた経緯⁴を踏まえ、パブリックコメントやアンケート、有識者会議での検討等を取り入れた除外規定が設けられています。

1 「リーチサイト」(leech site)とは、一般に海賊版コンテンツへのリンクが多数掲載され、海賊版の利用を助長・促進しているウェブサイトをいいます。

2 文化庁「海賊版対策に関する参考資料」https://www.mext.go.jp/content/20200306-mxt_hourei-000005016_03.pdf 2頁から5頁

3 文化庁「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案説明資料」https://www.mext.go.jp/content/20200306-mxt_hourei-000005016_02.pdf

4 「著作権法改正案の提出見送りに至る経緯－インターネット上の海賊版対策をめぐって－」「立法と調査」411号79頁以下（2019年4月）https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2019pdf/20190415079.pdf

また、改正案では、上記の他、①著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、②写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、③行政手続に係る権利制限規定の整備、④著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化、⑤アクセスコントロールに関する保護の強化、⑥プログラムの著作物に係る登録制度の整備に関する改正が予定されています。

Q2 「リーチサイト」対策に関する改正について教えてください。

A2 改正案では、①侵害コンテンツへのリンク情報を集約した「リーチサイト」やそれらのリンクを集約するプログラムである「リーチアプリ」を通じて侵害コンテンツへのリンクを提供する行為と、②リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が侵害コンテンツへのリンクを放置する行為を著作権侵害とみなすとしています。

1 改正の背景

近年、「リーチサイト」や「リーチアプリ」を通じて、侵害コンテンツのアクセスと利用が飛躍的に増大しているという実態が報告されていました⁵。しかし、現行法では、侵害コンテンツへのリンクを提供する行為が著作権侵害になるかについて明文の規定はなく、これを否定したと考えられる裁判例もありました⁶。

そこで、改正案では、「リーチサイト」「リーチアプリ」を通じた侵害コンテンツへのリンク提供行為と、「リーチサイト」運営者・「リーチアプリ」提供者が侵害コンテンツへのリンクを放置する行為を著作権侵害とみなすこととしました（改正案113条2項）。

2 規制対象行為

(1) 「リーチサイト」「リーチアプリ」を通じた侵害コンテンツへのリンク提供行為

改正案では、①「送信元識別符号」（＝URL）の提供又は「送信元識別符号等」（＝URLと同等の効果をもつ符号等の提供）の方法により、②著作権等を侵害してアップロードされた「侵害著作物等」（＝「侵害コンテンツ」）の他人による利用を容易にする行為であって、③「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」（＝「リーチサイト」）において、又は「侵害著作物等利用容易化プログラム」（＝「リーチアプリ」）を用いて行うもの、を規制対象行為としています。

このうち、規制対象となる「リーチサイト」には、①「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等」（113条2項1号イ）と、②「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等」（113条2項1号ロ）の2類型が設けられています。

前者は、侵害コンテンツへのリンクの利用を促す文言の表示、侵害コンテンツへのリンクの強調、その他の侵害コンテンツへのリンクの提供の態様によって、「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められる」か否かが判断されます。具体的には、サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定しています。

後者は、侵害コンテンツへのリンクの数、提供されているリンクの総数のうち侵害コンテンツ

5 電気通信大学「リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」(平成24年3月)によれば、まとめ型リーチサイトにリンクが張られている放送アニメ作品の平均視聴数が、そうでない放送アニメ作品に比べて約62倍であったとされています。

6 大阪地裁平成25年6月20日判決「ロケットニュース24事件」

へのリンクが占める割合、侵害コンテンツへのリンクの利用に資する分類又は整理の状況、その他の当該ウェブサイト等における侵害コンテンツへのリンクの提供の状況に照らして、「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められる」か否かが判断されます。具体的には、掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが侵害コンテンツへのリンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定しています。

改正案は「リーチアプリ」についても、上記と同様の 2 類型を規制対象としています（改正案 113 条 2 項 2 号イ、2 号ロ）。

これらの規制対象行為に該当することを前提に、主観的要件として「当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合」、すなわち、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失があることを要求しています。

(2) 「リーチサイト」運営者、「リーチアプリ」提供者がリンク提供を放置する行為

また、改正案では、①「リーチサイト」「リーチアプリ」で侵害コンテンツへのリンク提供が行われている場合であって、②「リーチサイト」運営者又は「リーチアプリ」提供者がリンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失があり、③リンクを削除する等侵害コンテンツへのリンク提供を防止する措置が技術的に可能であるにも関わらず当該措置を講じない行為も著作権等の侵害とみなしています（改正案 113 条 3 項）。

3 民事上の措置・刑事罰

(1) 「リーチサイト」「リーチアプリ」を通じた侵害コンテンツへのリンク提供行為

「リーチサイト」「リーチアプリ」を通じた侵害コンテンツへのリンク提供行為を著作権等の侵害とみなし、著作権者等による差止請求や損害賠償請求を可能としています（改正案 113 条 2 項本文）。

刑事罰として、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金（併科も可）を規定しています。なお、民事上の措置とは異なり、故意犯のみ処罰することとし、親告罪として手続上の要件を加重しています（改正案 120 条の 2 第 3 号等）。

(2) 「リーチサイト」運営者・「リーチアプリ」提供者がリンク提供を放置する行為

「リーチサイト」運営者又は「リーチアプリ」提供者が侵害コンテンツへのリンク提供等を放置する行為についても、著作権侵害とみなし、権利者による差止請求等が可能になるようにしています（改正案 113 条 3 項）。

刑事罰として、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金を規定し（併科も可）、こちらも親告罪としています（改正案 119 条 2 項 4 号・5 号等）。

対象者	民事措置	刑事罰
リンク提供者	著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする。(113 条 2 項)	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金（併科も可）故意犯のみ処罰。親告罪（120 条の 2 第 3 号等）
リーチサイト運営者 リーチアプリ提供者	侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置する等した場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う。(113 条 3 項)	5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金（併科も可）親告罪（119 条 2 項 4 号・5 号等）

4 除外規定

平成31年改正案に対しては、直接的にリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為を行っていない「プラットフォーム」にまで規制が及ぶのではないかと懸念が示されていました。

そこで、改正案では、「リーチサイト」と相当数の一般的なウェブサイトを含む汎用的なウェブサイト（＝プラットフォーム）において、単に特定のユーザーによるリーチサイト提供の機会を提供したに過ぎない者は規制対象から除外する、と規定しました。他方で、著作権者等からの侵害コンテンツへのリンクの削除要請を正当な理由なく相当期間にわたって放置しているなど、悪質な場合には除外されず、規制が及ぶとしています（以上、改正案119条2項4号）。

Q3 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する改正について教えてください。

A3 改正案では、違法にアップロードされた著作物を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする行為を、私的使用のための複製の権利制限（現行法30条1項）の対象から除外することで著作権侵害（＝違法）としています。

1 改正の背景

現行法では、違法にアップロードされた音楽や映像を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする行為は、私的使用のための複製の権利制限（現行法30条1項本文）から明文で除外され、著作権侵害とされています（現行法30条1項3号）。

他方で、違法にアップロードされた音楽や映像以外の著作物を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする行為については、明文で除外されていなかったため、違法であるか否かが明らかではありませんでした。

そこで、改正案では、海賊版対策の一環として違法にアップロードされた音楽や映像以外の著作物を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードすることを、私的使用のための複製の権利制限の対象から、明文で除外することで著作権侵害（＝違法）であることを明らかにしました。

なお、漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードや、企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードは、そもそも私的使用の複製に当たらないため、改正案による直接の影響はないものと考えられます⁷。

2 規制対象行為

まず、対象著作物は、違法にアップロードされた著作物全般であり、漫画・雑誌を始め、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文、新聞を含みます（改正案30条1項4号）。ただし、刑事罰の対象となる著作物は、違法にアップロードされた著作物で、正規版が有償で提供されているものに限定されています（改正案119条3項2号）。

次に、主観的要件として、行為者が、対象著作物が違法にアップロードされたことが確実であると知りながら行うことが必要とされています。この点、改正案では、重過失により違法だと知

7 文化庁著作権課「侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（基本的な考え方）」（令和2年3月10日）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92080701_01.pdf

らなかった場合を含むものと解釈してはならないと明文で規定されており、主観的要件を厳格化しています（改正案30条2項）。

そして、対象行為としては、違法にアップロードされた著作物をダウンロードする行為ですが、刑事罰の対象となるのは、違法にアップロードされた著作物を継続的に又は反復してダウンロードする行為に限られ、単発のダウンロード行為は除かれています。

3 民事上の措置・刑事罰

違法ダウンロードは、著作権等の侵害として、著作権者等による差止請求や損害賠償の対象となります。

また、違法にアップロードされた著作物で、正規版が有償で提供されているものを違法にアップロードされたことを知りながら、継続的に又は反復してダウンロードする行為は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（併科も可）の刑事罰対象となります。ただし、改正案は、リーチサイト対策と同様に親告罪としています。

	民事措置	刑事罰
対象著作物	違法にアップロードされた著作物全般	違法にアップロードされた著作物全般で、正規版が有償で提供されているもの
主観的要件	違法にアップロードされたことを知りながら ※重過失により知らなかった場合は含まない	違法にアップロードされたことを知りながら ※重過失により知らなかった場合は含まない
対象行為	ダウンロードする行為	継続的に又は反復してダウンロードする行為
規制内容	差止 （H12条） や損害賠償	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 ※併科あり ※親告罪

4 除外規定

平成31年改正案の提出見送りの経緯を踏まえ、改正案は、①「軽微なもの」②二次創作やパロディ③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を違法ダウンロード行為から除外しています。

まず、規制対象が過度に広汎にならないように著作物の種類・性質や、著作物全体の中での複製する部分の位置付け等に応じて「軽微なもの」と判断されたダウンロード行為は除外されます。

次に、創作活動の萎縮防止の観点から、~~二次創作・パロディ~~のダウンロードをダウンロード違法化の対象から除外しています。

また、改正案は、①著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度と、②ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様という2つの要素の相関関係によって「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」には、違法ダウンロードから除外する規定を設けています⁸。

8 前掲注3・18頁では「特別な事情がある場合」に該当する具体例として、①詐欺集団の作成した詐欺マニュアル（著作物）が、被害者救済団体によって告発サイトに無断掲載（違法アップロード）されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードすること、②無料の大学紀要に掲載された論文（著作物）の相当部分が、他の研究者のウェブサイトには批判とともに無断転載（引用の要件は満たしていない＝違法アップロード）されている場合に、その文章を全体として保存すること（正しい知識を得るためには、その批判文と批判対象の論文をセットで保存する必要）、③有名タレントのSNSに、おすすめイベントを紹介するために、そのポスター（著作物）が無断掲載（違法アップロード）されている場合に、そのSNS投稿を保存すること（有名タレントがイベントをおすすめしている事実とポスターをセットで保存する必要）等を挙げています。

Q4 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入に関する改正について教えてください。

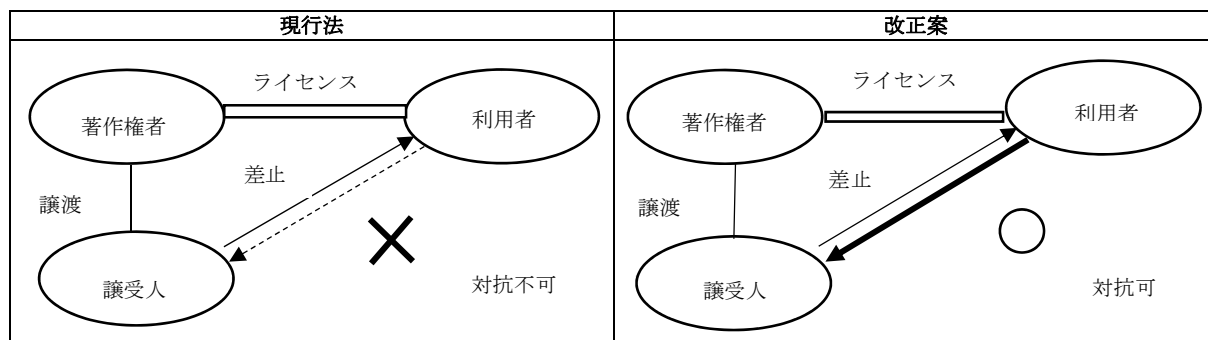
A4 改正案では、著作権者から許諾を受けて著作物を利用する権利に関し、著作権が譲渡された場合の譲受人などに対して、登録手続などを取らずに対抗することができる制度を導入しています。

現行法では、著作権者と利用許諾契約（ライセンス契約）を締結して著作物を利用している者（ライセンシー）は、著作権が譲渡された場合の著作権の譲受人や、ライセンサーが破産した場合の管財人などに対し、著作物を利用する権利（利用権）を対抗することができず、利用を継続することができませんでした。

改正案では、登録などの手続をしなくても、譲受人などに対し、利用権を対抗できる特許法の「当然対抗制度」（特許法99条）を参考に、著作権法においても、ライセンシーが利用を継続することができるよう、利用権を著作権の譲受人などに対抗できる制度を導入することとしています。

具体的には「利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の三者に対抗することができる。」（改正案63条の2）との規定を新設することとしています。「著作権を取得した者その他の三者」には、著作権の譲受人、相続人、破産管財人、差押債権者などが想定されています。

ただし、「対抗することが出来る」ことが利用契約の承継まで意味するかについては、明文での規定はなく、特許法と同様に解釈にゆだねられています。



Q5 その他の改正事項の概要について教えてください。

A5 その他改正事項として、①写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、②行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）、③著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化、④アクセスコントロールに関する保護の強化、⑤プログラムの著作物に係る登録制度の整備に関する改正があります。

1 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大

現行法では、著作物の創作という場面での写真撮影・録音・録画に限定し、メインの被写体から分離困難な著作物の写りこみだけを権利制限の対象としていました。改正案では、複製や伝達行為に全般に拡大されます（改正案30条の2）。これにより、スクリーンショットや生配信を行う際の写り込みも広く含まれます。

2 行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）

現行法では、特許審査手続等で権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができるとする権利制限を設けています（現行法42条2項1号）。改正案では、地理的表示法、種苗法に基づく登録でも同様の権利制限を設けています（改正案42条2項2号、同項3号）。また、今後、同様の措置が必要な場合に政令により随時追加することとしています（改正案42条5号）。

3 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化に関する改正

平成30年の特許法等改正と同様に、①裁判所が書類提出命令を発する必要性の有無を判断する前の段階で、実際の書類を見ることができるようにする（改正案114条の3第2項）とともに、②実際の書類を見て判断する際に専門委員（大学教授など）のサポートを受けられるようにしています（改正案114条の3第4項）。

4 アクセスコントロールに関する保護の強化に関する改正

平成30年不正競争防止法改正と同様に、コンテンツの不正利用を防止するアクセスコントロールに関して、①コンピュータソフトウェアに用いられるライセンス認証など最新の技術が保護対象に含まれることを明確化する定義規定の改正（改正案2条1項20号・21号）、②ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードの提供等に対する規制を対象行為として追加する改正（改正案113条7項）を行っています。

5 プログラムの著作物に係る登録制度の整備に関する改正

改正案では、プログラムの著作物に関し、著作権者等の利害関係者が、訴訟の立証などに役立てるために、自らの保有する著作物と登録されている著作物が同一であることの証明を請求できることとしています（プログラム登録特例法改正案4条）。また、国又は独立行政法人が登録を行う場合の手数料の免除規定を廃止することとしています（プログラム登録特例法改正案26条等）。

Q6 改正の施行期日について教えてください。

A6 各改正項目の施行予定期日は、以下のとおりです。

改正項目	施行期日
「リーチサイト」対策	令和2年10月1日
侵害コンテンツのダウンロード違法化	令和3年1月1日
写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大	令和2年10月1日
行政手続に係る権利制限規定の整備 （地理的表示法・種苗法関係）	令和2年10月1日
著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入	令和2年10月1日
著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化	令和3年1月1日
アクセスコントロールに関する保護の強化	令和3年1月1日
プログラムの著作物に係る登録制度の整備	公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日

以 上